令和元年度秋田県国土利用計画審議会概要

【日 時】 令和2年2月12日(水) 午前11時から午前12時まで

【場 所】 秋田県議会棟2階 特別会議室

【出席委員】 日野会長

後藤委員、小松委員、青木委員、笠井委員、竹田委員、 永吉委員、相馬委員、戸松委員、藤原委員

【議 事】

秋田県土地利用基本計画の変更(案)に係る諮問について

- ・農業地域の拡大(秋田市1件、能代市1件)
- ・森林地域の縮小 (男鹿市1件、潟上市1件)

秋田県土地利用基本計画の変更案について審議した結果、原案に異議がない旨を知事に答申 することで承認された。

【主な質疑、意見等】

- ○二ツ井町の案件について、農業地域に指定する理由や経緯を教えていただきたい。
 - →当該地域一体は都市計画区域となっており、なおかつ近隣が用途地域に指定されているため、これまで農業振興地域に指定していなかった。国の補助事業としてほ場整備を行うためには、農業振興地域及び農用地区域に指定する必要があることから、今回の案件として挙げた。
- ○潟上市の案件について、太陽光発電施設が設置されてから森林地域の縮小を行う理由を教えていただきたい。
 - →開発中は森林整備として管理・指導を行うため、開発行為が計画どおり完了し、地域の防 災等の観点から問題がないのを確認してから地域森林計画から除外することになる。
- ○秋田市の案件について、当該地域はかつて宅地開発が進められていた時代もあったが、ほ場整備を実施したあとに、また宅地開発の方向に戻ったりするということはないのか。
 - →平成初期に開発構想があったことから、当該地域を都市計画の市街化区域に指定していたが、ここ20年ほど動きがなかった。その後、地元住民から農地として整備するために、都市計画の提案制度において市街化調整区域にしてほしいとの提案があったことから、今後も農地としての土地利用が続いていくものであると考えている。

- ○男鹿市の案件について、写真を見ると資材置場というよりは産業廃棄物処分場に近いような 現況かと思われるが、どうか。
 - →事業者としては、資材置場ということで計画がされたところだが、中間処理施設としても 考えているということである。

【担 当 課】 秋田県建設部建設政策課 用 地 班

TEL: 018-860-2421